

財団法人秋田県国際交流協会賛助会員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、財団法人秋田県国際交流協会寄附行為第30条の規定に基づき、財団法人秋田県国際交流協会（以下「協会」という。）の賛助会員（以下「会員」という。）の入退会等必要な事項について定めるものとする。

(会員の種類)

第2条 会員は、「個人会員」と「団体会員」とする。

(会員の入会)

第3条 協会の目的に賛同し、協会の会員の入会申込をしようとする者は、それぞれ会員入会申込書（様式第1号）を会長に提出しなければならない。

(会員の入会承認)

第4条 会長は、前条の規定により会員入会申込書が提出され、当該申込をした者が、協会の安定的かつ継続的運営に支障がないと認めるときは、入会の承認をするものとする。

2 会長は、前項の承認をしたときは、個人会員に対しては個人会員証（様式第2号）を、団体会員に対しては入会承認通知書（様式第3号）を交付するものとする。

(会費の納入)

第5条 会員は、賛助会費（以下「会費」という。）を毎年4月末日までに納入しなければならない。ただし、入会年については、協会が指定した期日までに納入するものとする。

2 会費は、協会が指定した金融機関口座への振込により納入するものとする。

(会費の額)

第6条 会費の額は、次のとおりとする。

(1) 個人会員 年額1口 3,000円

(2) 団体会員 年額1口 10,000円

(会費の納入)

第7条 削除

(会員期間及び会員資格の自動継続)

第8条 会員期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年とする。ただし、入会年については、入会の承認のあった日から、翌年の3月31日までとする。

2 会員資格は、退会の申し出がない限り、毎年自動的に継続されるものとする。

(会費の不還付)

第9条 会員が納付した会費は、いかなる理由があっても還付しない。

(会員の特典)

第10条 会員は、次の特典を受けることができる。

(1) 協会機関誌等による情報提供

(2) 協会が企画実施する事業への優先参加

(3) 協会の図書・資料等の貸出し

(4) 協会の研修室の提供(ただし、団体会員のみ。)

(5) 協会が実施する研修会等への参加費の割引(ただし、個人会員のみ。)

(会員資格の喪失)

第11条 会員は、次の事由により会員資格を喪失する。

- (1) 会費を1年以上納付しないとき
- (2) 退会
- (3) 個人会員の死亡
- (4) 団体会員の解散
- (5) 除名

(会員の退会)

第12条 会員が退会しようとするときは、退会届(様式第4号)を会長に提出しなければならない。

(会員の除名)

第13条 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の同意を得てその会員を除名することができる。

- (1) 協会の設立趣旨に反する行為のあったとき
- (2) 協会の秩序を乱す行為のあったとき

2 前項の規定により、会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、当該会員に、除名の議決を行う理事会において、弁明の機会を与えなければならない。

(会員の募集)

第14条 協会は、常に県民に広く呼びかけ、会員の募集に努めなければならない。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、会員について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成3年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成23年6月1日から施行する。
2. 平成23年度の会費の納入にあたっては、第5条第1項の中「4月末日」を「6月末日」とする。
3. 平成22年度に新たに会員となった個人会員は、本年度の会費を免除する。